富士市公告第１３２号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和７年４月２８日

富士市長　　小長井　義正

１　業務概要

⑴　業　務　名　富士ヒノキ製玩具贈呈事業業務委託その２

⑵　業 務 内 容　富士ヒノキ製玩具の作製及び納品

⑶　履 行 期 間　契約締結日から令和８年３月１９日まで

⑷　支払限度額　２，２００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む。）

内訳：単価２，０００円×１，０００個（組）

ただし、想定納品数に増減がある場合は、変更する。

２　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

⑴　原材料として子どもが触れる部分は１００％木材を使用し、木材部分の５０％以上（体積換算）について富士ヒノキを使用した、安全で独創性に富んだ木製玩具を富士市内で製造し、又は販売し、納品場所である地域保健課（富士市フィランセ内）に、１月当たり１２０個（組）以上を納品できる民間企業、個人経営者又はＮＰＯ団体であって、別添仕様書に沿った契約に基づき、契約期間において、健全に事業運営を実施可能であるもの。

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

⑷　企画提案書の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

⑸　次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

３　公募型プロポーザル実施要領等の交付

⑴　交付期間　令和７年４月２８日（月）から同年５月１６日（金）まで

⑵　交付書類

ア　富士ヒノキ製玩具贈呈事業業務委託その２　プロポーザル実施要領

イ　富士ヒノキ製玩具贈呈事業業務委託その２　仕様書

ウ　様式集

⑶　交付方法　富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのＵＲＬは、次による。

https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola00000331du.html

４　企画提案書等提出に係る質問の受付及び回答

企画提案書、仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、下記のとおりとする。

⑴　受付期間　令和７年４月２８日（月）から同年５月９日（金）まで（最終日は、午後３時までとする。）

⑵　受付方法　様式―４「企画提案書等提出に関する質問書」に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、林政課へ電話にてその旨連絡すること。

なお、審査（評価）に係る質問及び電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp　　電話 0545-55-2783

⑶　質問回答最終日　令和７年５月１３日（火）
⑷　回答方法　富士市ウェブサイトに掲載する。
⑸　その他　質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

５　企画提案書等の提出
⑴　提出期間　令和７年４月２８日（月）から同年５月１６日（金）までの午前９時から午後５時まで（最終日は、午後３時までとする。）。
⑵　提出先　　富士市産業交流部林政課（市庁舎５階）
⑶　提出方法　持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
⑷　提出物　　富士ヒノキ製玩具贈呈事業業務委託その２プロポーザル実施要領による。

６　手続日程
本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告 企画提案書等受付開始	令和７年４月２８日（月）	富士市ウェブサイトへの掲載
2	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和７年５月９日（金）	電子メールのみ受付
3	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和７年５月１３日（火）	富士市ウェブサイトへの掲載
4	企画提案書等提出期限	令和７年５月１６日（金）	持参による提出
5	審査委員会及びプレゼンテーションの開催	令和７年５月下旬	本要領１０
6	優先交渉権者の特定等結果通知	令和７年５月下旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
7	契約	令和７年５月下旬	

７　その他（留意事項）
⑴　書類の作成、提出、プレゼンテーション、提出用玩具作成等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
⑵　企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
⑶　期限までに、企画提案書等が提出されない場合は、無効とする。
⑷　提出された書類等は返却しないものとする。
⑸　公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
⑹　参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。

また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。

⑺　特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。

⑻　本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。

⑼　契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。

なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。

⑽　詳細は、上記３により交付する富士ヒノキ製玩具贈呈事業業務委託その２プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。